

## 令和3年第4回

### 中札内村議会臨時会会議録

令和3年7月8日（木曜日）

#### ◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上田禎子君

#### ◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	渡辺大輔君

#### ◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

#### ◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

#### ◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤 悟君 書記 柴田 翔太郎 君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3		村政執行状況報告
日 程 第 4	議案第 4 3 号	中札内村高校生育成支援金条例の制定について
日 程 第 5	議案第 4 4 号	令和 3 年度中札内村一般会計補正予算について

## ◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回中札内村議会臨時会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

## ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と4番大和田議員を指名いたします。

## ◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。  
お諮りします。  
この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。  
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日に決定しました。

## ◎日程第3 村政執行状況報告

- 議長（中井康雄君） 日程第3、村政執行状況報告について、村長から申し出がありますので、これを許します。  
森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

- 村長（森田匡彦君） 臨時会の開会にあたり、議長よりお許しを頂きましたので、新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況について、ご報告申し上げます。

はじめに、65歳以上の方の接種状況ですが、7月5日現在、予約された1,075名のうち999名が2回目の接種を終了し、中札内村立診療所における接種率は83%となっております。

次の優先接種対象となる60歳から64歳の方及び障がい者手帳をお持ちの方は、6月21日から接種を開始し、246名が1回目の接種を終えております。

また、59歳以下の基礎疾患をお持ちの方については、130名の申請を受け、68名が1回目の接種を終えております。

優先接種対象以外の59歳以下の一般の方につきましては、7月9日に接種券及び予約

案内文書を発送する予定となっております。まず先行して、55歳から59歳までの方の予約を7月15日より受け付けし接種を開始いたします。

また、54歳以下の方は順次、7月19日より、コールセンターでの電話予約及び無料通話アプリ「ライン」を活用したインターネットによる予約を受け付け、7月21日以降に接種を開始する予定となっております。

キャンセル等により発生する余剰ワクチンにつきましては、接種業務に携わる福祉課職員のほか、保育園職員に接種してきておりますが、7月6日からは子ども達に関わる職種である小中学校の教職員、放課後児童クラブ指導員も対象に加えております。

さらに、中札内高等養護学校職員につきましては、村外からの通勤者も含めて優先接種対応する予定としております。

以上、ご報告とさせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで、村政執行状況の報告は、終わりました。

#### ◎日程第4 議案第43号 中札内村高校生育成支援金条例の制定について

**○議長（中井康雄君）** 日程第4、議案第43号、中札内村高校生育成支援金条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、私の1期目の公約として実施した「通学費用・下宿費用の助成」に加え、2期目の公約である「高校生の就学支援事業の新設」の早期実施を図り、高等学校等に就学する保護者の経済的負担を軽減するとともに、教育環境、子育て環境の充実、あわせて人材育成に寄与することを目的として、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** 補足説明、阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

議案の2ページをご覧ください。提案趣旨にあったとおり、条例の目的につきましては、高等学校等へ就学する保護者の経済的負担の軽減と教育、子育て環境の充実、あわせて村を担う人材育成を目的として制定しようとするものです。この条例によりまして、高校生までの一貫とした子育て体制を確立することにより、安心して住み良いまちづくりを目指して参ります。

第2条は交付の要件とし、第1項第1号で対象は本村に住所を有し、学校教育法に定める高校等に在学する生徒を監護する者、第2号で同一世帯の者が村税等を滞納していないこととしております。ただし、次の第2項で村長が特に認める時は交付対象とすることができるとしております。

第3条は交付の期間などで、3年間に限り支援することとしております。

第3条第2項以降では、保護者の転入、転出の場合、高校生が退学等の場合の交付期間を定めております。

第4条は申請、決定について、3ページ、第5条は支援金を返還する場合についてを定

め、第6条では教育委員会への委任について定めております。

附則で公布の日から施行し、4月1日へ遡って適用しよういたします。

続いて、教育委員会に委任されている規則で定めた事項について説明します。

黒番号4番の議案関係資料1ページをご覧ください。

第2条に支援金の額を定めております。1人あたり月額10,000円支援しよういたします。

第3条からは交付申請、決定についてで、第6条に支援金の支給についてを定め、4月から9月分を9月末に支払い、10月から3月までを3月末に助成しようとしております。

第7条につきましては、支援金の返還について定めております。

この規則につきましても、公布の日から施行し、4月1日から適用しよういたします。

以下のページから様式となりますが、2ページの申請書をご覧ください。これらの提出にあたっては下段に記載しているとおり、世帯の税務資料等の確認について明記し、チェックいただければ了解を得ようとしております。

今回、可決いただいた場合の対象者についてですが、中札内中学校卒業生から推定いたしますと今年度で高校生が27名、2年生が34名、1年生が34名、計95名ほどを想定しています。

この条例の周知につきましては、卒業生については保護者に通知するのと、広報8月号などによる周知を行って参ります。

なお、この支援金に係る予算についても、本議会に補正予算として提案しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。合わせて、今後の安定した事業実施をすることから教育振興基金への積み立ても行っております。

また、本条例につきまして、6月25日開催の教育委員会で審議を行い、提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第43号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 1点はですね、村長の公約がこちらに載っています。それで3番目のところ、3つ目にですね、こういうふうにかかれているんですね。高校生の就学支援事業の新設と表現されています。私がですね、全員協議会の中でお話をお伺いした時にですね、この文言との、今回高校生育成支援金条例の整合性について、果たして合致するものなのかどうかについて、お尋ねをしたいということでもあります。これが1点目ですね。

もう1つはですね、月額1万円ということでもあります。それで先ほど95名が対象者ということにお話がありました。よってですね、全員にということでありました。税金が滞納していないという制約も設けられています。ただですね、その親御さんの中にも、この支援金を受けたくない、つまり所得が私共にはあるんですよと、そういうご家庭もありだと思えますね。そういった場合はどのように対応されるのか、またですね、所得制限をなぜ設けなかったのか、そのへんについて議論がおそらくされていたのではなかろうかなと思いますので、そのへんの経過もお尋ねしたいと。

それとですね、この1万円という金額が他の制度等と照らし合わせた時にですね、妥当な金額だというような内部での検討が加えられていたというふうに思われます。したがってですね、この1万円という金額が出た、そうした理由をですね、もうちょっと具体的に

お話しただけでないでしょうか。他の奨学資金制度もこの村にはあります。そういったものと併用しながら物事を捉えていくというふうにもっていくべきではないのかなという点も含めましてですね、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 少々お待ちください。

再開いたします。阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 私の方からまず1点ですけれども、保護者が受けたくない場合はどうするのかということですが、今回の支援金につきましてはあくまで申請制度ですので、そういう保護者がいる場合につきましては申請をしないで、そのまま構わないという形になります。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 残り3点ほどご質問あろうかと思えます。

まず、私の公約と合致するものかということですが、こちらの提案については私の公約、先ほどパンフレットをご覧になりながらご質問いただきましたけれども、高校生の就学支援事業の新設ということで、こちらと合致するものであります。

それで、先ほども提案趣旨の説明の時にも申し上げましたとおり、1期目の公約、高校生の通学費、下宿等の助成ということで提案させていただきました。こちらについては、財政的な担保の問題もありまして、所得制限を設けた中で実施させていただいております。さらに、これについての拡充についてですね、いろいろと協議させていただいた中で、これはもう一つの所得制限をなぜ設けなかったのかという質問にも重なるところなんですけれども、非常に所得は様々な状況があります。ただですね、中札内、地元には高校がありませんので、もれなく村外の高校に通わなければならないという状況がある。ただ、通学体制についてはですね、非常に様々なものがあります。たまにバスを使って、普段送り迎えしたりとかですね、そういったことで、なかなか通学費だけでは子ども達の学びを応援するということが線引き非常に難しいという面があります。それと、当然収入の多い方、収入の少ない方、いらっしゃるんですけれども、これは子どもにとっては、子どもの学びを応援するということについては、収入の多い、少ないというのをですね、本来そこは線引きすべきではないんじゃないかな、中札内の子ども達全員を応援したい、そういった支援に基づいてですね、これは所得制限を設けるべきではない、もともとが1期目の目標としても私は所得制限をできれば撤廃したいという考えはありましたので、そういったことで、所得制限を設けなかったことは、そういう理由、子ども達全員を応援したいということ。

あとは、1万円という金額ですけれども、これなかなかいくらにするのか非常に難しくですね、帯広駅までのバスの通学定期ですか、1か月定期で2万、すみません不確かな、2万5千円以上かかるということで、その半額にする、どうするという事はあったんですけれども、先ほども申し上げましたとおり統一的な見解は難しいということもありまして、切れの良いところもあろうかと思うんですけれども、そういった中でですね、1万円、2万7千円であれば、3分の1以上の補助、バス代の補助に、そういった面では応援したいということですね、これは私の政治的な判断ということで、細かく数字を積み上げたということではなくて、一定程度通学費等の負担を減らせる金額、1万円程度支給させていただくのが良いのではないかなというような判断で額については担当部局と協議させていただいたところであります。

**○議長（中井康雄君）** 6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 子ども達のですね、就学あるいは学校生活において、不平等のない形です、学校教育上いろいろな形で最善な方法を尽くされて、教育長をはじめ多くの方々のご苦労されているんだらうと思います。それについては、敬服をいたしますけれども、ただ、やっぱり親御さんにしてみてですね、うちはだれだれさんの家庭はやっぱりうちらとは違うねという思いを持っている親御さんもおられると思う訳です。そういった時に、私共は辞退をして、あの家庭の子ども達なら助けてあげられるねと。そういうお気持ちになっている親御さんもおられると思います。そういった時にですね、やっぱりこの制度がスタートして、今後いろいろな意味でお役に立つのだらうと思います。しかしながら、そういう思いを持つ親御さんもおられると、そういった時にやはり手厚くしてあげられるような何かが残っていないと、ちょっと残念かなと思うんですね。だから、今後運用していく中においてですね、様々なご意見を拝聴する中で修正すべきところは修正すべきということに、修正されていくのだと思いますが、そういうことで捉えて、今後に向けては思っていてよろしいですか。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 1期目で導入した、いわゆる収入の低い世帯についての通学費、下宿代の事業は、そのまま残っております。なので、それに上乘せされる形ですので、基本的にはそういった方々には手厚くなっているという、2重で支援するという形ですので、ただ、それをもっと膨らませるとするのは、これは線引き相当難しいんですよ。どこまでは増やせるのか、となるとやはり従来からある準要保護世帯、要保護世帯ですか、こちらの方はしっかり、数値として出てますので、こちらの方は従来どおり手厚くして、その制度をそのまま残して、さらに今回の1万円のプラスでの就学を支援する。通学費で使っていただくのもよし、様々なことに、そういったことで学びに活用してほしいということですので、そういった面ではしっかり手厚くされているというような、ご理解いただければ良いなというふうに思っております。

**○議長（中井康雄君）** 6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** くどうようですけども、様々な制度があつて、その制度の抜けている部分、もっと補強しなければならぬ部分があるんだらうという思いで、この制度が誕生したというふうに理解をさせていただきました。

**○議長（中井康雄君）** 他に質疑はございますか。

3番、黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 今までの説明でそれぞれ理解をしているところでありますけれども、非常に良い制度であるなど私は思っています。そこで、1点お聞きをいたしますが、先日の全員協議会で説明がありましたけれども、さらに広く住民に理解をしていただく必要がありますので、改めてお聞きをしたいと思っております。

年によって卒業生の数がそれぞれ変わりますけれども、今年度の総額の所要額と、さらにそれらを賄う財源が必要なのですが、財源について、どういう財源を利用していくのか、そこらへんについて住民に分かりやすく説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 私の方からご説明させていただきたいというふうに思います。

基本的に財源につきましては3月の定例会の時に条例提案させていただいて、可決をいただきました教育振興基金、ここに積み立てをしようというふうに考えております。ですから、今回この後審議をいただく補正予算の中でも、今回の歳出にかかる1年間分の支援

金を計上させていただきましたけれども、その財源についても教育振興基金からの取崩しを予定するという財源確保をしております。ただ、ある程度永続的にこの事業を運営するためには単年、単年でけりをつけていくという訳にはいきませんので、基本的にはその教育振興基金にさらに積み立てをして、最低でも10年程度はこの事業を実施するだけの財源は確保して参りたいと。ただ、10年ということになりますと、単年1,000万円であれば当然1億円ということになります。これを単年度で全額を積み立てるとするのは、かなり困難でありますので、基本的にその財源、村の子ども達の人材育成ですとか、これから巣立っていく子ども達への支援ですので、ふるさと納税の応援の寄附金を積み立てている。これを配分し直しをし、10年程度の財源を確保していきたいと。ですから、だいたい1億円から1億2,000万円、これを単年は無理ですから、2年から3年程度かけて積み上げていくというようなことを想定しているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 想定の所要額ということで、今回につきましては補正予算につきまして1,150万円程度ですけども、この人数につきましては年度によりまして動いていきます。仮定といたしまして、これが10年間続くことといたしますと、この教育振興基金の方にはトータル1億1,000円から1億2,000万円の積み立てを考えていくこととなります。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。他に質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第43号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（中井康雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、中札内村高校生育成支援金条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（中井康雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 議案第44号 令和3年度中札内村一般会計補正予算について

**○議長（中井康雄君）** 日程第5、議案第44号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

**○村長（森田匡彦君）** ただいま議題に供されました一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ9,772万5,000円を追加し、総額を53億3,494万9,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定く

でございますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、村長公約から年度途中においても早期実施可能である事業、年度当初において政策予算とした道路整備事業及び緊急的な修繕事業など計上しております。

それでは、黒ナンバー3番により歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係ある特定財源について、あわせて説明させていただきますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず、10ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、2項企画費、3目広報広聴費、説明欄最上段、戸別受信機583万円の追加は、平成24年度から29年度までの6年間で情報無線のデジタル化と戸別受信機未設置世帯への設置を取り進めて参りましたが、在庫する戸別受信機が残りわずかとなったとともに、マンション等の集合住宅建築に伴う戸別受信機未設置世帯への設置を取り進めるものでございます。

次に、その下段、3目まちづくり推進費、説明欄、ふるさと活性化基金積立1,000万円の減額、その下段、豊かな環境等創生基金積立500万円の減額、その下段、3款民生費の説明欄、福祉基金積立500万円の減額、ページはとびますが、14ページ中段、説明欄、文化振興基金積立1,500万円の減額については、ふるさと応援寄附金を財源とする寄附割合を見直し、13ページ中段、説明欄、教育振興基金積立3,500万円を追加し、高等学校就学支援対策事業補助金の財源とするものでございます。

それでは、10ページに戻ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、恵津美ハイツベッド更新補助金200万円の追加は、恵津美ハイツにおける介護用ベッドの更新に対して助成を行うものであります。あわせて、特定財源といたしまして福祉基金繰入金を同額の200万円追加するものでございます。

次に、11ページをお開きください。

6款農林業費、説明欄、札内川導水路工事跡草地造成委託83万8,000円の追加は、札内川導水路工事の跡地を採草地に復旧するものでございます。あわせて、特定財源といたしまして、本工事における損失補償費を充てるものでございます。

次に、その下段、7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、宿泊助成事業交付金175万円の追加は、泊まろう中札内村宿泊費助成事業の増額を行うものでございます。その下段、ワーケーション普及促進事業交付金427万5,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策としてワーケーションの普及促進を図るため、宿泊助成及びレンタカー助成を行うものでございます。

その下段、4目道の駅関連施設管理費、説明欄、電気自動車用急速充電器設置負担金575万円の追加は、道の駅に電気自動車用の急速充電器を設置するための負担金であり、特定財源といたしまして、ふるさと活性化基金570万円を充当しております。また、当初の予算において、ふるさと活性化基金を充当している道の駅改修工事を起債に振り替え、道の駅改修事業債を8,560万円追加し、ふるさと活性化基金につきましては同額減額して、電気自動車充電器設置負担金への充当額と相殺して7,990万円を減額しております。

なお、議案関係資料の8ページに位置図を添付しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

次に、12ページをご覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、2目公園管理費、説明欄、桜六花公園駐車場支障木伐採委託25万3,000円の追加及び桜六花公園駐車場整備工事1,482万8,000円の追加は、桜六花公園に駐車場整備を行うもので、駐車場整備に伴う支障木伐採費と工事費であります。あわせて、特定財源として、豊かな環境等創生基金繰入金1,480万円を追加するものであります。

なお、議案関係資料9ページに位置図を添付しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

その下段、2項道路橋梁費、4目道路改修費、説明欄、道路改良舗装工事1,930万円は、西戸蔦・東戸蔦40号道路路盤再生舗装工事を550m行おうとするものであります。あわせて、特定財源として、公共施設等整備基金繰入金の追加と道路長寿命化事業債により取り進めるものでございます。

なお、議案関係資料10ページに位置図を添付しておりますので、こちらにつきましてもご参照いただきたいというふうに思います。

次に、13ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、高等学校就学支援対策事業補助金1,152万円の追加は、先ほど可決いただきました中札内村高校生育成支援金条例に基づき、高校生の育成に対して支援を行うものであります。あわせて、特定財源として教育振興基金繰入金を同額追加するものであります。

次に、13ページ最下段、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄、外部塗装・屋上防水等設計委託1,265万円の追加は、中札内小学校の校舎、屋内運動場の改修について、設計委託を行うものであります。あわせて、特定財源として、中札内小学校長寿命化事業債により取り進めるものであります。

次に、14ページをご覧ください。

5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄、手数料6万6,000円の追加は、運動教室の体力測定及び結果分析を行うものでございます。

次に、その下段、運動教室講師派遣料5万7千円の減額は、運動教室の内容変更に伴うものでございます。

次に、その下段、4目文化創造センター管理費、説明欄、可動席修繕工事1,872万2,000円の追加は、可動席の劣化部品を交換修繕するものでございます。あわせて、特定財源として、公共施設等整備基金繰入金を追加するものでございます。

次に、戻っていただきまして、8ページをお開きいただきたいと思っております。

19款繰越金ですが、令和2年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことが可能ですので、歳出に見合う額として17万1,000円を追加し、調整を行うものでございます。

最後になります。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正であります。まず、上段の表は道の駅改修事業及び中札内小学校長寿命化事業の限度額を定めるため追加するとともに、下段の表につきましては道路長寿命化事業の事業債について借入額に合わせて限度額を追加変更するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

**○議長（中井康雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

議案第44号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 中札内村ワーケーション普及促進事業の関係についてお尋ねします。

ここで、明らかにですね、農村休暇村フェーリエンドルフについて、概要の中で説明が書かれています。一昨日、6日の十勝毎日新聞社において、中札内村農村休暇村にあってですね、スパ、つまり英語でスパは温泉を意味する訳ですけれども、入浴施設を兼ね備えた施設を5億円から6億円をかけて、なおかつ温泉ボーリングすることにはどうやらなっていないので、温泉を源泉から購入をして利用させてもらうというようなことが書かれ、これについては村長にも報告をされてますという1枚記事で内容が載ってございました。

それとの関係でお尋ねをします。

このワーケーションについては、明らかに農村休暇村をターゲットにした、ターゲットといったら語弊がありますから、農村休暇村の利活用についての支援をしていくという流れの中で出来た事業と、そういうふうによくの方にとってはもうんじゃないかなと思うんですね。そういった中で、中札内村の中にもですね、旅館施設もありますし、あるいはワーケーションに適するような場所もあります。そういったことを踏まえてですね、地元と、そして地元を根を下ろして頑張ってくださっている株式会社すらも含めてですね、全体像をどういうふうに捉えて、今回このように考えて説明されてきたのか、ご説明を改めて、村長の思いも含めてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** こちらの事業については、先日報道のあったものと全く別で動いている話で、こちらのワーケーション普及促進事業については、農村休暇村をターゲットにした事業ということではありません。あくまでも村内、いろいろと宿泊施設等がございますので、そこを活用してもらって、中札内村でワーケーションをしていただくような後押しを、そういった事業を進めたいということでございます。

なので、利用者の方がフェーリエンドルフであれば、フェーリエンドルフをお使いになるでしょうし、それ以外のところをお使いになりたいということであれば、それ以外のところをお使いになる。ということですね、添付しております資料にはフェーリエンドルフのことも書いておりますけれども、そののみを対象にした事業ということでは。大変失礼しました。こちらですね、大変申し訳ありません。先ほどの答弁、私の方で勘違いをしておりました。実証事業ということで、農村休暇村と連携して実証事業をするということでありました。大変申し訳ありません。

将来的には、村内でワーケーションをやっていただくということで、進めていけるような、そういった実績を積みれば良いなというふうに思っております。私の方の勘違いで大変、混乱した答弁をして申し訳ありません。

**○議長（中井康雄君）** よろしいですか。他に質疑はありますか。

5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** それでは、桜六花公園駐車場についてお伺いします。

桜六花公園に駐車場を作ることに関しては反対ではないんですけども、年間、何日も使わないところに支障木の伐採を含めて約1,500万円の投資をする訳ですよね。そこまでして、この桜六花の駐車場を作らなくてはならないのか。1,500万円かけて、その駐車場は何かの代用で使える時があるのか、ないのか。自分に言わせてもらえば、もっ

と違う不自由な所がいっぱい、村の中にあるはずなんですよ。一昨日の説明の中でも、議会から駐車場に対してのことがありましたからっていうことだけど、あまりにも極端すぎて、そこまでなぜやらなくちゃならないのか、その理由をお聞きしたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 私の方から説明をさせていただきます。確かに北嶋議員が言われるように、桜の期間というのは2週間から3週間ぐらいなんでしょうか、2週間ぐらいなんでしょうか。実際、桜を見に来ていただけるお客様、実際、駐車場を花見の期間として利用する期間というのは。極端に短いというふうに言えるんだろうと思います。

ただ、村としても桜の名所として、この桜六花公園をPRしてますし、その駐車場を使ってイベントをするという考え方ではございませんけれども、結果的にそういった環境自体はこれまで整備をほとんどしてこなかったと。5台分の駐車場と展望台、これを整備して、イベントがある時にはそこに仮設のトイレを設置したりということでありました。ですから、バスで来られた時にUターンする場所も結果的にありませんし、私用車で来られた時も道路に停めざるを得ないような、結果的に花見の時期というのは農繁期でありますから、畑の入口の取付道路に車が停まってしまったりだとか、それは看板等を出して、農家さんが使用する時期ですので、「路上駐車するのはご遠慮ください」というふうに立て看板も立てましたけれども、現実的にはそうやって停めている方が何台もあったということでございます。

最低でも、そういった通常、イベントとは別にうちの桜を見に来ていただける方がある程度停める場所自体は確保しなくてはならないだろうと。道路に停めて良いですよというふうにはならないと。その台数をどの程度と見積もるかというのが一番問題なんですが、今期、道路等に停めておられる方が、来客されている方、桜六花公園の奥には浄水場がありますので、その管理人が点検をした結果、チェックをしていただいた結果、だいたい今回整備しようとする38台程度、およそ40台ですか。その程度の人達が来ているようだ。ただ、これはコロナの関係もあって、開花状況等についてはPRを村の方も抑えていたというふうな状況でございますので、ある程度、そのはみ出る部分はどうしてもあるでしょうけれども、出入りがありますので、その程度の台数分の造成は必要だろうと。

1, 500万円という金額は本当に高額であることは十分理解しています。ですが、あの丘陵地のところで平地を確保する中で整備をしようとする、最低の凍結防止等の対策をとったもので整備をしようすると、どうしてもこれだけの金額がかかってしまうということでもあります。そのへんだけはお金の掛け方というところはありますけれども、これまで整備を即座に実行してこなかったというのは利用頻度も含めて、周知が広がったということを受けて、今回のタイミングで整備をしようというふうに考えたところであります。

財源についても、豊かな環境等創生基金、これはふるさと納税の応援寄附金、これを財源と、もともとの財源としておりますので、それを充当する中で一般財源については出来るだけ使わないようなというふうに考えたところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** どうしても作るみたいな話なんですけども、これ、理解してもらえますかね。村民に。1年に副村長は2週間と言ったけど。自分は1週間と言ったんですよ。他の人に2日しか使っていないじゃないという話なんです。イベントのために。そこまでして、なぜやるのか。今朝、見てきました。駐車場を作るための支障木と書いてあります。あの木は植えた人がいて、思いのある木だと聞いたんですよ。それをへっちゃら

で切っちゃってね、駐車場なんて心無いことが出来るんですかね。ものすごい良い材木ですよ。裏のかしわみたいにひよろひよろしてないだわ。ものすごく良い木なんですよ。それを二十数本切る話ですよ。いっぺんに30台停めることでなくたって、下の方を見てきたら、下の方にも桜が植わっておらず、そこそこ敷地がある訳ですよ。そこにも10台や15台は停められそうでした。そういうふうにならね、分けて考えるのと、それから舗装までしなくちゃいけないかということに対して、このへんが分からないんですよ。1年に何回も使わないのに、砂利を上40ミリぐらい敷いて鎮圧すれば、そこそこ停められるんですよ。話が飛んじゃうんですけど、村長のあれに、住民第一、現場主義なんですよ、これ、住民が離れちゃっているんですよ、こういうことは。もう少しね、住民のことになるように考えられないんですかね。あまりにもね、かけ離れたことで、なんか議会で言われたからとかではなくて。議会で言われたからやります、みたいなことを説明の中でありましたけれども。もっと違うとこに考えをもって。駐車場を作ることは反対ではありません。ただ、ここまでかけてやる必要があるのかということ、もう一度伺いたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 私の方から今回の駐車場の整備の部分について、少しお話をさせていただきます。

今、議員がおっしゃったように、舗装までしてということがありましたが、まず舗装については取付のみということで、道路から入る部分については、どうしても車がこね繰り返すというんでしょうか、回ることも含めて、取付の部分だけは舗装化していかないと難しいということで、駐車場自体は砂利のままの駐車場でございます。あくまでも、舗装については取付のみということでご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、桜六花公園の下側に広いところがあるということも、重々承知をしながら、一部駐車場にできないかということも検討してきました。しかしながら、最近の観光というんでしょうかね、来ているお客さんの中では下から写真を撮られる方、そういった方も多くなると、ちょうど中間点に駐車場を作ることによって、駐車する車等も入ってしまうので、さらに下の部分について、しっかり舗装等とも言わないんですが、斜面になっておりますのでちょっと手をかけるのには安価になるということも含めて、その部分については駐車場を断念しているということもご理解をいただきたいというふうに思います。

支障木につきましては、言葉上の支障木という言い方をさせていただきました。北嶋議員おっしゃるとおり、当時、浄水場を設置した時に中札内、さらには更別の職員間で植樹をしたという話を聞いております。そういう大事な木ではありますが、今回の場合についてはいろいろ検討した結果の駐車場整備ということで、やむなく伐採をせざるを得ないということで項目上、支障木という表現をさせていただきましたが、本来は支障木ではないということも十分理解をしているところでございます。

さらに、桜についても、あの近辺に相当の桜の木はうわさっておりますが、桜1本だけどうしても中間にあるため、切らざるを得ない状況になってございます。なるべく、あの道路ふちにあるものは全ての残すような形で対応していくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 質疑の途中ではございますが、ここで休憩をさせていただきます。

11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

**○議長（中井康雄君）** それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

5番北嶋議員。

**○5番（北嶋信昭君）** ちょっと時間をおいたら、だいぶん忘れかけたものもあるんですけども、あくまでも駐車場を作ることに反対ではありません。30台ぐらいで間に合うのかなという部分もあるんですよ。いろいろなことを考えて、まずこれをやるんじゃないかと、もう一度検討してもらって、もう少し大きく、車もいっぱい停めれるようなものを考えていただくことも必要ではないかと。そういうことも含めて、これで決定じゃなくて、もう一度検討していただけないかという形の中で、自分としてはもう一回議論してほしいと。

それから、今朝ちょっと行ってきたんですけども、桜の木がものすごく折れていました。熊なんですよ、あれ。1本や2本でないんですよ。桜六花の駐車場も必要なんだけど、周りの環境も、熊や鹿は下枝張っていない木の密植したところにくる訳ですよ。びょうたんの道路から横に入ると、桜が右側にあるんだけど、道路とその間も草がぼうぼうなんですよ。それだけ大事なうちの村の公園であるのだったら、普段から管理をしていかなくちゃいけないんで、そして出来上がったときに、それだけの人が来てくれるのだったら、これ、ありがたいことなんですけども。いずれにしても、この問題に関しては反対ではありませんけども、念を押して言いますけども、もう一度考え直してください。そして、もう少し安く、なんかできる方法をもうちょっと広くとれる場所、いろいろ検討していただいて前向きに考えていただきたいと。

あの、施設課というのは、庁舎の外構の時に言いましたけども、なかなか変更してくれないところだし、村民の意見も聞いてくれないところのような気がして、しょうがないんですけども。これだけは大事なことで、我々は一番心配するのは1,500万円かけて、2日のために、これだけのことをやって、我々はそれに、村民にどうやって説明をしているのかという心配もある訳ですよ。

あくまでも反対ではありません。できればもっと安く、広い場所をとってくださいよ。大型バスが入ってきたら、全然足りないですよ、あそこは。ましてや30台ぐらいの乗用じゃ、全然停めきれないですよ。そのへんも含めて、十分時間を取って、いろいろな、一か所の部署だけではなくて、職員から、村民から、いろいろな話を聞きながら、良い駐車場を作っていただきたい。金もそんなにかけないことにしていただきたいと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** この桜六花公園の駐車場の整備に関しましては、イベントをやるようになってから、それぞれ所管課だけではなく、理事者とも協議を何回も重ねて参りました。イベントを想定した大規模な駐車場を作るだとか、そういったことになれば、とても1,500万円単位では駐車場整備できないということに、その当時の設計の段階ではなっておりました。ただ、今回につきましては、その40台程度というのは、イベント等に対応するものではなく、あくまでも花見を通常、イベント等をやっていない時でも見た方が道路等に停めなくても、停めて見ることができるといことで、村側としては今回

の整備1,500万円という金額ではありますけれども、それは工事発注するにあたって、村の規格、凍上防止ですとか、そういったものを考えた時に、諸経費も経費も含めて、どうしても設計していくとそういった形になってしまうと。自賄いですべてやるのであれば、直接工事でおそらく600万、700万、800万というところで出来るのかもしれませんが、外に発注するとなると当然そういった経費がかかってくる。これは他の場所に何か所か作っても、結果的にその数が増えて、その経費がどんどん膨らんでいくことにもなりますので、今の段階ではその40台弱、ちょっと足りないぞといった時には、その先にある浄水場の管理人住宅の部分については今、アスベストの調査をやって、来年度取り壊しを行うということにしていますから、今そこを拡大するというにしろなくても、駐車場を拡張する想定はある程度はできるのかなというふうに思っております。どうぞ、そのへんをご理解のうえ、来年の春の花見の時点にはできるだけその駐車場が出来上がっていることで今回の補正の提案ということにもなっておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** もう一つ私の方からも付け足しで答弁させていただきます。

先ほどの北嶋議員の方から、北嶋議員というよりは北嶋議員がお話を聞いた方の話で、2日ぐらいのためにという話はありませんけれども、桜が咲いている時期は2日間だけではなくて、それなりに1週間、2週間というスパンがございます。桜がですね、盛りのところご覧いただいているのでお分かりだと思うんですけども、非常に素晴らしい桜で、これからますます桜の森、素晴らしいものになっていく。ご覧になっていただいたみんな、そのようにおっしゃってですね、楽しみにされています。本当に若い桜の公園で、これからもっともっと良くなっていく桜の公園で、あの桜六花公園は間違いなく中札内村の将来、素晴らしい観光資源になるということは確信しております。

また、ご案内のとおり日高山脈襟裳国定公園が国立公園化されるという流れにあって、その中間地点であるあの場所は大変これからさらに価値が増えていくこととなります。当然、あそこにいらっしゃった方は桜を見て、そのままお帰りになる訳ではなくて、いろいろなところに寄って、お金を落としていただきます。なので、これが10年、20年、30年、40年、50年と経った時に、あの桜六花公園、あそこをきっちりと環境整備することで生み出される利益というものは、おそらく1,500万円では済まない。もっともっと大きなリターンがあるというふうに考えているところですので、どうか長期的な視点、それと今後の様々な中札内村を含む状況等をですね、総合的に勘案して、非常に価値のある事業だというふうにご理解いただければ良いなというふうに考えているところでもあります。

**○議長（中井康雄君）** 先ほど、ワーケーション普及促進事業、船田議員からの質問でありましたけれども、補足説明を少ししたいということですので、若干時間をいただきます。

尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** 先ほど、船田議員の方からありましたワーケーション事業で、一部補足の説明をさせていただければというふうに思います。

ワーケーション事業につきましては、先ほど質疑でもありましたとおり、長期間滞在して、その宿泊施設で仕事、あるいは休暇も含めて、というふうに利用をしていただく施設ということになっておりまして、今回、実証事業として、制度の設計につきましては先ほどお話がありましたとおり、休暇村さんをベースに基本的に制度の設計も含めて考えてい

るところでございますけれども、補助金自体につきましては村内、他にも、市街地にも宿泊施設ありますので、そちらの宿泊施設を利用した場合もですね、この補助制度の対象になるところだけ申し付け加えさせていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

**○議長（中井康雄君）** 他に質疑ございますか。

6番船田議員。

**○6番（船田幸一君）** 12ページの公園管理費の関係でね、先ほど北嶋議員が質問されておりましたけれども、私はこの桜六花公園駐車場整備事業について、実務的な質問をさせていただきます。3点ばかりです。

1点はですね、駐車場の出入口の関係ですね、出入口が1つになっています。これについてね、車、先ほど38台という話がどうしてこういう数字になったのかの経過も全員協議会の中で聞かせていただきましたので、そのへんについてはちょっと割愛いたしますが、やはり事故防止の観点からと言いますと、入口と出口、これをやはり安全優先という観点から、例えばですね、そういった一方通行の流れにした方がかえってよしいんじゃないのかなということについて検討を加えられていたのかどうか、そして、また現実問題としてこれでしかやれないのかという部分が1つですね。

もう1点はですね。人命管理の観点から言いますとですね、熊が出たり、鹿が出たり、動物が出入りしているというような話もございました。そういった観点の中でですね、動物の侵入防止策とか、安全策をどのように考えておられるのか。この点がですね、触れられていなかったような気がいたします。

それと、もう1つはですね。この図面の中で車の、なんて言うんですかね、他から入って来ないような形で、侵入防止、車が出入りをして、そしてはみ出して、なおかつ、その公園敷地を荒らすという形がないようなですね、ことになっているのかどうか、これらについて読み取ることが出来ませんので、この3点について伺いをします。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** それでは、まず1点目の出入口の箇所を2箇所にした方が安全ではないかということですが、議案関係資料の、黒ナンバー4番の9ページをちょっとご覧をいただきたいと思うのですが、実は取付道路という所の、入口、入っていく所なのですが、その下の部分に畑かんの施設がありまして、広くできないという理由も1点あります。そういうことで、入口については、本来はもうちょっと広くしたい部分ではあったんですが、そうした支障になる部分があることから、図面のような形で取付からちょっと狭くなって駐車場に入っていくというような形を取らざるを得なかったということになります。

図面の下にオレンジ枠で四角く枠があると思うんですが、これは畑かんに関する施設ということで支障になるものですから、そういった部分、考慮できないことをご理解をいただきたいと思います。

次に、安全策ということで、熊の関係かなというふうに思いますが、実は先週ぐらいから桜の木にサクランボが非常に多くなるようになってから、熊の出没が多くなっています。北嶋議員が言われたように木が相当やられていて、1本が倒され、20本以上が枝等、かなり支障になるような形になっておりますが、この部分については業者さんと相談をし、消毒作業を含めて実施をしていただくという手配の方は進んでおります。今後については、看板の設置等で、この時期に来る方はそんなに多くはないかなというふうには思いますが、

看板設置等によって周知をしていくということになっておりますので、その安全策についてはそういうことで対応をしていくという形になってございます。

あと、出入口の部分については、これも標識、さらにはゲート、大きなものはできないと思いますが、簡易なもので対応していく形になると思いますが、そういったものの設置をしながら、出入りの部分については対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（中井康雄君）** それでは、他に質疑はございますか。

4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** 道の駅関連施設の電気自動車用急速充電設備について、お伺いします。これを道の駅に設置するというので、CO2削減だと思えますが、先日の全員協議会でもある程度聞きましたけれども、もう一度お聞きいたします。

道の駅に設置する目的とその充電施設を設置する目的ですね、を教えてくださいたいのと、あと、この資料は全員協議会でいただいた表なんですけれども、この表を見ると急速充電器が50kwのタイプと25kwのタイプがあるということが分かりました。一般会計補正予算では575万円の補正が出ておりますが、これは整備費のみの負担金ですよ。そのほかにこのタイプをつけることによって、毎月充電器、基本料金ですね。電力基本料金がかかりかかるといことが分かりました。いろいろと見ていくと、村が負担し続けていかなければならない事業で、収入にはならないという感覚でしょうか。維持費だけがかかり続ける事業なのか。というところを教えてください。

**○議長（中井康雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** 1点目の道の駅に今回急速充電器を設置するという点の目的の部分でございますけれども、この部分につきましては平成28年に策定しました道の駅魅力向上アクションプランの中でも、利用者の利便性向上を図るために電気自動車の急速充電器を設置するというので方向性をまとめてきたところです。ただ、設置に当たりましては、なかなか設備工事費が高額になるということもございまして、基本的には国庫補助金等を活用しながら整備をしていきたいということで、この間整理をしてきたのですが、今回、令和3年度の経産省の補助金の採択の見通しが整ったことから、道の駅に設置をしようとするものです。一番最初に戻りますけれども、基本的な設置の目的につきましては、やはり年間70万人近くの方が来られる道の駅の利便性を向上させるということが目的でございます。

2点目のランニングコストの部分でございますけれども、今回補正で計上させていただいているのは施設整備費の575万円ということになります。実際は整備が終わった後に、今回50kwの充電器を設置しようとしておりますので、電気代で基本料金として月6万3千円ほど、年間で75万円ほどかかるかなというふうに想定しております。このほか、今回の事業につきましては、民間事業者が設置し、村は負担金を払っていくという方法、保守管理は民間事業者にお任せし、その使用にあたって負担金を払っていくという方法を取りますので、村としては基本料金のほかに13万2千円ほどの負担金の支払いを後年度ランニングコストとして払っていくということになります。

電気自動車の設備につきましては、基本的に充電される方は専用のカードを施設の利用にあたっては持っていますので、そのカードを使って、基本的に充電に係る費用を支払っていただくことになるかと思えますけれども、その支払いにつきましては基本的にその設置事業者の方にその利用料は入っていくと、カード決済によって民間事業者の収入になるという設計になっています。そのうちいくらかにつきましては当然、利用者割に応じてで

すね、民間事業者から村の方にバックされるというような制度にはなっておりますけれども、先ほど説明したとおり、基本料金で年間概ね75万円ほどかかりますので、その部分については今後経費削減も含めてちょっと検討していく必要はあるかなとは思いますが、ただ、施設を設置するということが基本料金の方がかかっているという現状でございます。

**○議長（中井康雄君）** 4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** いくらか戻るといのは、あまり金額はそんなには戻らないのかなと思ってお聞きしましたが、CO2削減とか電気自動車の普及、これらは国の政策としてしているのであれば、本来なら維持費なども国がやるべきではないのかなと私、個人的にちょっと思いまして、交付税として負担してもらおうとか、中札内村だけの問題ではなく、やはり維持費がかなりかかるということなので、そういうふうに村の負担ではなくて、交付税としてするのが、今後の課題ではないかなと考えますけれども、そのへんはどうでしょうか。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** CO2削減ということになりますと、当然中札内だけではなく、かつ、北海道だけではなく、日本だけではなく、全世界的だということになるんだろうと思います。ただ、今、地方交付税の話がされましたので、地方交付税は市町村がかかる様々な需要に対して、その一般財源を国が配分してくるお金ということになります。ですから、そういった類のものを市町村が一般財源で措置するという国が考え方を示せば、その算定の中には基本的に入ってくるだろうと。それは恒常的なものがある程度、経常的にかかるものが交付税として措置される基になるというふうに思いますので、市町村によってバラツキがあるようなものについては、言ってみれば一律、ある程度一律配分される交付税では基本的には対応のしようがないのかなと。だからこそ、今回の設置負担については、個別の事業をやろうとするものに対して補助金が当たるというような流れになっているだろうと。これがそのCO2削減の流れに基づいて、各市町村がそういった充電器を最低10台以上、市町村内に配置しなさいというような流れが出てくれば、これはまた別なのかもしれませんけれども。今はそういうことではありませんので、あくまでも先ほど尾野課長が言ったように道の駅のアクションプラン、その中で利便性を高めるということから、今回急速充電器を設置することとしたと。それは方針の中にも基づいているからということなんですが、その先にあるのはCO2の削減ということがあるので、国の補助金もそこで制度化されているという、そういう流れなんだろうというふうに思います。ということで交付税の中でその分の維持管理費がすべて出ているということには今の段階ではならないかなというふうには思います。

**○議長（中井康雄君）** 4番大和田議員。

**○4番（大和田彰子君）** ある程度、その部分は分かりました。先ほどの50kwと25kwのタイプに戻りますけれども、25kwのタイプですと1か月の電気料金、基本料金ですね。基本料金は8,500円、そして倍の50kwになると6万3,000円ということで、7倍も高いんですね。基本料金というのが、すごく高いということで、家の電気だって、基本料金取られていますので、そういう感覚で基本料金って必要なんだということが分かったんですけども、それにしても7倍ってすごいなと思って、これは先ほど言われたように利便性を考慮しているという話ですね。そのほかにも6万3,000円×12か月で約75万円、それに運用負担金13万円で、年間で約90万円をずっと払い

続けるということになるんだなと思いますけれども、私の知人が電気自動車に乗っております。その方は、皆さんがガソリンスタンドでガソリンを満タンに入れて、無くなったらまた給油するという、そういう感覚ではないと言うんですね。ほとんど満タンすることはなくて、ちょっと行った先々で行った自動車会社、日産ですか、入れて、ちょっと入れて、時間もかかるので10分ほど入れて、次の用を足しに行くという感覚で乗る人が本当に多いと言っていました。ちょっと充電できれば良いというような感覚らしいです。それで、多くの方はそのような感じで近距離を移動しているというか、そういうのを聞きましたので。いずれ2030年度を目指すと、電気自動車を目指すというのを国でも言っていますけれども、それが普及すれば各家庭でも住宅にそれ専用のコードがついて、コンセントが出来るような時代も来るということを考えますと、近距離で移動する人はそんなようにあんまりたくさん、ちょっと入れれば良い。それなのに中札内で50kwを本当に必要なかなって、村のこの基本料金、年間約90万円をずっと払い続ける、その負担を考えると本当に50kwタイプが必要なのかどうかというところを、検討していただきたいと思います、将来的にそれが本当に役立つのか、長距離運転者だけのために、だけということもないですけども、そのへんを検討していただきたいと思います。

**○議長（中井康雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 大和田議員が先ほど申し上げられたとおり、首相は2050年までに二酸化炭素の排出量をゼロにするという目標を掲げられて、今世界的な潮流においても、この流れにありまして、自動車メーカー、各メーカーも電気自動車へのシフトをどんどん進めている状況にあります。実は、これはですね、北海道はやはり非常に広大な面積ございます。絶対に車の利用は欠かせない訳です、移動については。その中であって、やはり電気自動車が主流になった時に、困った時にすぐに充電できるか、できないかというのはすごく出かけるうえでの、立ち寄るうえでの大きな要素になるのかなと考えております。25kwと50kwは充電時間、相当、40分と。25kwだと80分、80%充電するのにかかって、同じ80%まで充電するのに50kwだと40分で済む。やはりこの40分、倍の差というのは非常に大きいのではないかなという、利用者側にとってはですね。私も電気自動車に乗っている訳ではないですので、明確なことを申し上げられませんが、80分かかる充電器のある場所と40分で済む充電器のある場所、じゃどちらに行って、充電していこうかと思った時に、私が電気自動車のオーナーであれば、たぶん40分で済む所に行くだろうなと。それが年間70万人の入込客がある中札内の道の駅であれば、本当に利用者にとっては安心して利用できる場所になるのではないかなというふうに思います。おそらく、いろいろですね、公共施設でこの電気急速充電設備というのはほぼ必須のインフラになるだろうというふうに考えております。それについては、やはり利用者が最も利便性が高い施設は何か、そのことで中札内村の道の駅にどんな、確かに70万円、年間の維持コストというのは大きいというふうに考えますけれども、これもですね、長い目で見て、中札内村の道の駅が電気自動車の方にも安心して寄れる、心の拠りどころになる場所になることがすごく重要なんだろうなというふうに思います。そのことはですね、おそらく電気自動車のオーナー間で情報もシェアされるでしょうし、中札内の道の駅には急速充電器あるから安心だね、だから南十勝、十勝にも遊びに行けるね、というようなですね、そういった施設にすべきではないかなと考えますので、長い目で見ると電気料のプラスアルファはないかもしれませんが、様々な経済効果、中札内村のブランド価値、観光を含めた中札内村のブランド価値の向上にですね、大きく寄与すると考

えておりますので、このあたりは安い費用に飛びつくのではなくて、将来的なメリットを長い目で見て、必要なものを投資すべきではないかなというふうに考えて、今回このような提案にさせていただいたと思います。

**○議長（中井康雄君）** 他に質疑はありませんか。

1 番木村議員。

**○1番（木村優子君）** 補正予算書13ページ、高等学校就学支援対策事業補助金と教育振興基金積立について、ご質問します。

先ほど副村長からのご説明では単年度ではなくて、これから何年かにかけて基金に積み立てて、そこから支援金ということで支援していくというお話を伺いました。10年程度は続けるということでしたけれども、私の今の周りのご家庭で今年だけで30人以上新生児が生まれているということも聞いております。単純に考えると10年後ではまだ高校生には至っていない状況でして、なかなか今後ふるさと納税がこのまま順調に、例えば7億を維持するとか、それ以上に増えるということであれば、そこから教育振興基金に積み立てていくということは出来て、財源的には確保できるかなと思うんですけども、例えばコロナが収束して、ふるさと納税の額が減ってきたりとか、あとは高齢者もこれから割合としては増えていきますので、そちらの方の福祉基金に例えば積み立てなければならぬとか、これからの村の状況によって、きっとどこにどういう目的で基金を積み立てるかというのは変わっていくと思うんですよね。なので、10年後の確約というのは、なかなか言えないかと思うんですけども、子育て世代としては、やはりなるべく長く継続して続けていっていただきたい施策ではあるので、全員協議会でも中札内に移住したり、定住しているうえで高校がないけれども、こういう支援策があれば住み続ける、もしくは他からも移住してくれるという、そういう一助になるのではないかという説明があったので、今後の基金積立に関する財源の優先事項と言いますか、どういうふうに考えておられるのかお聞かせ願えればと思います。

**○議長（中井康雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 教育振興基金への積立額、目標としては阿部次長の方からも、僕の方からも言ったとおり、財源的に10年間程度、今回の事業を運用していくということになれば、1億円から1億2,000万円、他の教育関係の事業にも充てていますので、英検ですとか、通学助成等にも充てていますので、だいたい1億2,000万円から1億5,000万円ぐらいというような感じをもっています。それを出来れば3年程度で、今現在、今回の補正予算3,500万円を積み立てるという予算を組みましたけれども、それによって令和2年度中に積み立てた予算を入れて、当初予算の500万円もさらに入れて、トータルで残高としては5,000万円ということになっています。ですから3年間をかけてということは5,000万円ずつ3年に渡って積み立てれば1億5,000万円ぐらいまではあがるなど。当然、ふるさと納税の寄附金を元財源としておりますので、その額が変動すれば、その動きはあるんですけども、ただ、うちの財政上の、財政の状況を考えた時に、まだ決算認定はされてませんけれども、ある程度の額の繰越を基金に積み立てたりだとか、そういった行為が出来ています。例にとりますと、当初予算の段階で財源が足りないために1億6,000万円なりの財政調整基金を繰り入れることで予算を調整したとしても、年度末にはだいたい同程度の残余金が出て、それを積み立てるか、繰越金にまわすかというまわしになっています。ということは、元々当初予算の段階ではその財源を想定できなかったけれども、最終的には一般財源はその繰り入れた分だけは財源

として新たに積み立てることが出来るというような財政の状況だということです。そういう観点からすると、その振り向ける、積み立てる、振り向ける先をある程度、優先順位は当然つけなくてはならないんですけれども、そこを今回のこの教育振興基金に振り向けることも不可能ではないかなというふうに思うところであります。結果的に、令和2年度の決算段階における財政調整基金への繰り戻し、つまり決算金の積み立てはだいたい7,000万円程度積み立てることにしておりますから、当初予算で財政調整基金を繰り入れたとしても、他の基金へ、用途がある程度固定される基金への振替積立は確実にやっているということでもありますので、できるだけ、そういった行為をしながら、つまりうちの村の財政状況が積み立てることが出来ないような状況に陥らないように財政上の操作というか、調整をしながら、積み立てる行為はある程度目標額、それをさらに続けていけるかどうかという、さすがに10年後はちょっと見通し、今の段階で説明するのは難しいですけども、そういう努力はして参りたいなというふうに思っているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 他に質疑はございますか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは2点ほどお聞きをしたいというふうに思います。

まず、10ページの戸別受信機の備品購入の関係です。予算額580万円ぐらいですから、1台いくらするんでしょうかね。10万円だとすれば、58台入れたいということなんでしょうけれども、ちょっと自分で考えるに世帯数は横ばいでないのかなというふうに思うんですけども、残りわずかなので補正をしたいというなんですけれども、その人が転出していったら、受信機については返す訳ですよ。そうすると、転入してきた人にはそれを貸与するということですから。追加補正するということは、老朽化してきたので新規に更新したいということなのか、そこらへんがちょっと分かりませんので、分かるように説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと13ページの小学校管理費の委託料の関係ですけれども、これ、自分なりに解釈すると外部塗装は設計がなしに外部塗装だけをやる工事というか作業の予算、屋上防水等の設計委託ということですから、これだけは設計委託するということなのか、そこらへんを教えていただきたいなというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

戸別受信機の購入でございます。今回、戸別受信機の1個当たりの単価につきましては概ね5万8,000円となります。よって、100台の購入ということになるのですが、これまで平成24年から29年まで1,555台の購入を取り進めてきております。平成30年からは購入はしていないというところでございますが、新築住宅が毎年、本村においては分譲地、分譲地は完売しておりますけれども、分譲地も含めて年間20戸程度です。新築住宅が出来てきております。そういった中で在庫がなくなった、予備というか、そういった在庫が無くなってきているということで、今回購入することと。さらには、転入された時に防災メールの方に登録するので必要がないというような住民の方もいらっしゃいました。しかしながら、近年本州の方でも災害等が起きております。そういった中でですね、防災メールとさらに戸別受信機を不要と言った方についてもですね、再度そういった確認をさせていただいて、戸別受信機を設置するか否かは再度確認をしていきたいというふうなことも考えているところでございます。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 中札内小学校の外部塗装・屋外防水等設計委託についてご説明いたします。今回、この設計委託につきましては、中札内小学校の校舎、体育館、それぞれの屋上防水及び屋根の吹替え、そして外壁につきましてはクラック等ありますので、外壁の改修塗装等を含めた形の設計委託を考えて予算計上しております。

**○議長（中井康雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** そうしますと、外部塗装あるいは屋上防水、両方とも設計費がこれだけかかるということの説明のようですけれども、私も素人なんですけれども、設計が外部塗装と屋上防水するだけで、設計委託というのが必要なかどうかという、そのへんちょっと自分なりに疑問視するんですけれども、一般的な個人住宅というのかな、そこについてはいちいち設計しないで外壁塗ってください、屋上防水こういうことでやってくださいということ普通終わると思うんだけど、なんか工事費みたいように1,200万円、大きなお金が出てきているものですから、ちょっとそのへんの理解が出来ないものですから、そのへんを再度説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、戸別受信機の関係ですけれども、結果的に残り少ないということは残りなんぼかあるのと、転出する人は返ってくると、その台数では新築だとか、いろいろやる時に貸与する台数が足りないということですから、総体的に戸別受信機が世帯が多くなってきて、足りないので100台を予備としておきたいと、そういうふうに理解したんですけれども、そんなことで良いのか、その2点について伺いたいというふうに思います。

**○議長（中井康雄君）** 川尻総務課長。

**○総務課長（川尻年和君）** 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

まさにそのとおりでございます。新しく新築された住宅には配布していくということになりますし、さらに先ほど申し上げましたとおり不要だといった方に対しても連絡を取って、再度災害に対する防災メールだけではなくてですね、災害に対しての情報周知、情報共有といった場合のですね、図るために再度確認をしてですね、残りが今僅かとなっております。そういった中で対応するために購入を行うものでございます。

**○議長（中井康雄君）** 阿部教育次長。

**○教育次長（阿部雅行君）** 小学校の方ですけれども、対象面積といたしまして約5,000㎡とかなり大きくなります。単純な屋根の吹替え等であれば、こういう設計等は必要ないかもしれませんけれども、今回につきましては令和元年度に行いました長寿命化計画の中に基づいた中で行おうとしています。今回はですね、かなり大きい金額、大きい修繕となりますので、設計を行おうとしております。

**○議長（中井康雄君）** 他に質疑はございますか。

7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** それでは3点ほど伺いいたします。

8ページの歳入の方で、雑入で損失補償費314万4,000円ほど入ってくるのかな。これはどういった補償費なのかをお聞きいたします。

2点目ですけれども、先ほど大和田議員も質問しておりましたけれども、急速充電器ですけれども、これについて結構負担金やら、今後の設置後もまた電気料やら年間の負担金等がかかる訳ですけれども、先ほど課長の方からの説明の中で幾分は返ってくる分もあるということだったんですけれども、せめてこの利用した方々の電気料金ぐらい戻ってきてくれば良いなというふうには思うんですけれども、この還元される分についてですね、もう少し分かっていることがあれば、どのぐらいの還元率というか、還元の根拠といいま

しょうか、そのへんもう少し分かっていることがあれば、説明をいただきたいと思います。

それともう1点は、12ページの道路改良舗装工事ですけれども、これ、中島地区の道の道路なので、自分もよく通る道路なのですけれども、ここの40号道路ですけれども、もうかなり数年前に東3線かな、3線から橋ぐらいまでは一度改良されているんですよね。そして、今回は位置図を見ますと東5線から4線までが赤く塗られているので、今回はここを改良しようとしていると思うんですけれども、自分が通っている中で一番傷んでいるのはこの東4線から以前改良された橋ぐらいまでの所が舗装がめくれて、穴があいて砂利が出ている状況なのですけれども、なぜそちらを先じゃなくて、東5線から4線間を先にやろうとしているのか、そのへんはどのような判断をされているのかお伺いします。

**○議長（中井康雄君）** 尾野産業課長。

**○産業課長（尾野悟里君）** それでは、まず1点目の歳入のところ、雑入でみている損失補償の分ですけれども、こちらの部分につきましては、現在国の方で札内川導水路工事の方、南札内で行っています。導水管の工事の関係でちょうどその部分に大規模草地育成牧場の放牧地がありますので、そこをつぶして工事を行っているということがございまして、その分の損失補償ということで314万4,000円ほどの金額が入ってきているというところでございます。

2点目の急速充電器の部分で、宮部議員がおっしゃる還元、業者の方から還元される部分のことですけれども、基本的にうちの方で押さえているのは利用実績に応じて業者の方から村の方にですね、利用量に応じて還元しますよというふうに、業者の方とは調整をしているところなんですけれども、まだ具体的な、どのぐらいの分が戻ってくるのかというところは、まだ詰め切れていない状況でございます。

**○議長（中井康雄君）** 成沢施設課長。

**○施設課長（成沢雄治君）** 道路改良工事ということで掲載しておりますが、今回の部分については改良舗装ではなく、路盤再生での舗装の修繕ということになってございます。基本的には4年間で公適債の計画を立てた最終年の路線で、まずあります。当初予算で組まなく今回の補正とさせていただいたところでございますが、ここの部分についてはそういう計画での実施ということで整備を進めます。宮部議員がおっしゃったように他に悪いところも道路についてはございますが、通常の部分については道路の一般維持管理の方でそういう修繕は行っていきます。この4年間で計画あげた部分については、路面等の全部お金をかけて調査をし、一番悪い路線等について順次対応していくということでの順番を決めさせていただいて、対応しているところでございますので、そういった部分で今回この路線を修繕するというような形になってございます。

**○議長（中井康雄君）** 7番宮部議員。

**○7番（宮部修一君）** 還元については利用実績にあわせてということで、まだ確定はされていないようでございますけれども、その点については分かりました。

数年前だったと思うんですけど、北海道の方でもですね、今後の電気自動車の普及を見込んで、広い北海道の中で何十キロかごとに急速充電器を普及させていきたいというようなことが言われていたと思うんですけれども、今回こういった急速充電器の補助金について、今回、国の環境省のほうですか、からの補助金が出ているんですけれども、道としてのこういった急速充電器に対する補助金というのは無いのでしょうか。そのへんをお伺いいたします。

それと、道路改良の方ですけれども、路盤再生ということは今ある舗装を砕いて、また

骨材として舗装する方法でしたっけ。ということですがけれども、何か年かかけてやるということでは理解はしますけれども、自分が通っていて良く分かっている段階ではこの先の方が非常に傷んでいるものですから、そちら先の方がいいのかなというふうに思いました。

それと今現状の舗装道路、一層の簡易舗装なんですけれども、畑に入る取付道路が舗装されていないんですよ。ですから、雨水が畑の方に入ってきたり、また大型の機械やトラック等が入り出すと、その取付道路が舗装されていないために、道路の舗装がかなり傷んでいくという現状なんですけれども、今回こういった舗装工事にあわせて、畑への取付の部分あたりも舗装工事をしてもらえるものなのかどうなのか。それとあと、今簡易な明渠みたい、側溝ですか、は掘られているんですけども、それあたりもかなり詰まったりしている、そのへんの側溝あたりもある程度整備をされるのか、そのへんについてお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） はじめに1点目の充電器に対する道の補助の考え方ですけれども、基本的にこちらの充電インフラの整備については国、経済産業省の補助が先行しております。道内すでに46の道の駅でも整備をされてますけれども、こちらの方、すべて経産省の補助を活用しながら、事業を進めているところもございまして、北海道では同様の補助制度は今、国の制度の方を活用していただいているという状況かなというふうに認識しております。

○議長（中井康雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 取付の部分につきましては、道路敷地内についてはこの改修の中で実施になると考えておりますが、全体広くという形では取付行わないというふうになっております。あと、側溝の整備についても道路の改良ではありませんので、あくまでも路盤の再生工事ということで実施をしますので、側溝等の整備については実施をしないということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 取付に関しては若干道路敷地内での整備はされるということで、ぜひ、この道路の舗装を長くもたすためにも、そういった取付への舗装工事というのは各所やっただけならばなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いいたします。

他に質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第44号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

それでは初めに、原案に反対の方の発言を許します。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 桜六花公園の駐車場整備ですけれども、整備することには賛成ですけれども、桜六花公園だけに使うだけのことにしては少し金がかかりすぎるのと、あそこの管理人室のところに木があるんですけども、あそこに植えた人の気持ちも分からず、すぐ切ってしまうとか、そういうことも含めまして、もしかこの駐車場をうまくいかす時は桜見学だけでなく、何かの形の中で公園活用とか、いろいろなことをしてもらうことの方で考え直していただけることで今の状況の中では反対したいと思っております。

○議長（中井康雄君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成の方の討論はございませんか。

なければ、これで討論を終わります。

議案第44号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを起立により採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（中井康雄君）** 起立多数です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後0時7分